

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本町は、町の資源を最大限に活かした地域循環型による「新エネルギー」・「省エネルギー」を両輪とした、エネルギー政策を展開しており、新エネルギー・省エネルギー施設の整備及び、環境改善・リサイクル活動を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2 補助対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人とする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気事業者を除く。
- (2) 資源回収事業を実施し、回収した資源を次のいずれかに売却する、町内の住民団体又は学校
 - ① 町長が認める資源回収業者
 - ② 岩手県再生資源商工組合加盟業者
 - ③ 岩手県資源回収協同組合加盟業者

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第3 補助対象経費およびこれに対する補助額は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満は切捨てとする。

	区分	補助額
新エネルギー等導入事業	太陽光発電設備設置費用	1 太陽電池出力1kWにつき3万円以内とし、15万円を限度とする。 2 自治会等が自治公民館等に太陽電池を設置する場合は4分の1以内の額とする。 3 太陽電池出力10kW以上の太陽電池を設置し、国庫補助の交付を受ける場合は、その補助対象経費の10分の1以内の額とする。
	太陽熱利用設備設置費用	1 自然循環型太陽熱利用温水器を設置する場合、3万円とする。 2 強制循環型ソーラーシステムを設置する場合は、5万円とする。

	木質バイオマス熱利用設備（木質バイオマス（ペレット、薪、チップ、木屑等）を燃料とするストーブ及びボイラーをいう。）設置費用	<p>1 ストーブを設置する場合は、設置費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。</p> <p>2 ボイラーを設置する場合は、設置費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、国・県補助金の交付を受ける場合は、その補助対象事業費の10分の1以内の額とする。</p>
	小水力利用発電設備設置費用	設置費用の10分の1以内とし、30万円を限度とする。
	その他の新エネルギー設備（風力発電設備、地中熱ヒートポンプ等をいう。）設置費用	<p>1 設置費用の20分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、国・県補助金の交付を受ける場合は、その補助金対象事業費の10分の1以内の額とする。</p> <p>2 発電設備に限らず、自然の力を動力利用する独自の開発の場合も、1と同様とする。</p>
エコ活動推進事業	生ごみ処理機の購入費用。ただし、1万円以上のものを対象とする。	生ごみ処理機1台当たり購入価格の2分の1以内とする。ただし、家庭用にあっては3万円、事業所用にあっては50万円を限度とする。
	資源回収事業を実施する団体の活動費用。	1団体当たりの補助額は、回収資源売却額の5分の1の額と年間活動費3,000円とする。
	産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備設置費用	当該経費の10分の1以内とし、300万円を限度とする。
	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット自動車、燃料電池自動車をいう。）購入費用	車両本体価格の20分の1とし、5万円を限度とする。
	高効率エネルギー設備（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池システムをいう。）設置費用	設置費用の10分の1以内とし、3万円を限度とする。
	LED照明設置費用	設置費用の10分の1以内とし、3万円を限度とする。ただし、設置費用が2万円以上のものに限る。

2 前項表中「新エネルギー等導入事業」の補助金の交付は、同一年度内において、1世帯あたり（団体又は法人の場合は1団体あたり）いずれか1設備に限る。

（事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の20%を超える増減
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（申請の取り下げ）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第6 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補足）

第7 この要綱に定めるもののほか、エコ・エネ総合対策事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱の廃止）
- 2 資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱（平成4年4月1日告示第15号）は、廃止する。
（新エネルギー等導入事業費補助金交付要綱の廃止）
- 3 新エネルギー等導入事業費補助金交付要綱（平成15年3月20日告示7号）は、廃止する。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 エコ・エネ総合対策事業費補助金交付申請書 2 事業実施計画書 3 収支予算書 4 その他町長の必要とする書類	第1号 第4号 第5号	1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	エコ・エネ総合対策事業変更（中止、廃止）承認申請書	第2号	1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	1 エコ・エネ総合対策事業費補助金請求書 2 事業実施実績書 3 収支決算書 4 その他町長の必要とする書類	第3号 第4号 第5号	1部	別に定める。